

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

- 1 生活に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) 学生への学業継続支援補助金の支給

支援内容	津山高専、美作大学の在籍する市外出身の学生のうち、市内の民間アパートに下宿している者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまでの一時的な生活費用として、対象者1人につき1万円を給付します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①②の要件を満たす者 ①津山高専、美作大学の在籍する市外出身の学生のうち、市内の民間アパートに下宿している者 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、就学を継続することが危ぶまれる者
申請手続に必要なもの	下記受付場所にお問い合わせ下さい。
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山工業高等専門学校 学生課学生生活係 津山市沼624-1</p> <p>美作大学・美作大学短期大学部 学生課 津山市北園町50</p>
問い合わせ先	<p>津山工業高等専門学校 学生課学生生活係 (電話) 0868-24-8293</p> <p>美作大学・美作大学短期大学部 学生課 (電話) 0868-22-7715</p> <p>津山市企画財政部みらいビジョン戦略室 (電話) 0868-32-2027</p>
備考	